



平成 22 年 7 月 29 日

各 位

会社名 オリエンタル酵母工業株式会社
代表者名 取締役社長 中村 隆司
(コード番号：2891 東証第二部)
問合せ先 管理本部経営企画部長 佐藤 彰
(TEL. 03-3968-1125)

支配株主である株式会社日清製粉グループ本社による
当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において、株式会社日清製粉グループ本社（コード番号：2002 東証・大証第一部、以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり賛同するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を 100% 子会社とすることを企図していること、並びに当社株式の上場が廃止される可能性があることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社日清製粉グループ本社																					
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地																					
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 村上 一平																					
(4) 事 業 内 容	グループを統轄する持株会社																					
(5) 資 本 金	17,117 百万円（平成 22 年 3 月 31 日現在）																					
(6) 設 立 年 月 日	明治 40 年 3 月 12 日（創業明治 33 年 10 月）																					
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	<table><tbody><tr><td>日本生命保険相互会社</td><td>6.37%</td></tr><tr><td>山崎製パン株式会社</td><td>5.58%</td></tr><tr><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td><td>4.43%</td></tr><tr><td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td><td>4.15%</td></tr><tr><td>株式会社みずほコーポレート銀行</td><td>3.95%</td></tr><tr><td>三菱商事株式会社</td><td>2.77%</td></tr><tr><td>丸紅株式会社</td><td>2.06%</td></tr><tr><td>住友商事株式会社</td><td>2.00%</td></tr><tr><td>株式会社三井住友銀行</td><td>1.83%</td></tr><tr><td>農林中央金庫</td><td>1.78%</td></tr></tbody></table> <p>（平成 22 年 3 月 31 日現在）</p>		日本生命保険相互会社	6.37%	山崎製パン株式会社	5.58%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.43%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.15%	株式会社みずほコーポレート銀行	3.95%	三菱商事株式会社	2.77%	丸紅株式会社	2.06%	住友商事株式会社	2.00%	株式会社三井住友銀行	1.83%	農林中央金庫	1.78%
日本生命保険相互会社	6.37%																					
山崎製パン株式会社	5.58%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.43%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.15%																					
株式会社みずほコーポレート銀行	3.95%																					
三菱商事株式会社	2.77%																					
丸紅株式会社	2.06%																					
住友商事株式会社	2.00%																					
株式会社三井住友銀行	1.83%																					
農林中央金庫	1.78%																					
(8) 上場会社と公開買付者の関係	<table><tbody><tr><td>資 本 関 係</td><td>公開買付者は平成 22 年 3 月 31 日現在、当社発行済株式総数の 42.35% を所有しております。また、当社は公開買付者の株式を保有しておりません。</td></tr></tbody></table>		資 本 関 係	公開買付者は平成 22 年 3 月 31 日現在、当社発行済株式総数の 42.35% を所有しております。また、当社は公開買付者の株式を保有しておりません。																		
資 本 関 係	公開買付者は平成 22 年 3 月 31 日現在、当社発行済株式総数の 42.35% を所有しております。また、当社は公開買付者の株式を保有しておりません。																					

人　　的　　関　　係	下記の者は、当社と公開買付者の役職を兼任しております。 取締役：宮内泰高氏（公開買付者取締役副社長） 監査役：本田信行氏（公開買付者従業員）
取　　引　　関　　係	当社は、公開買付者の関係会社に当社の製品を販売しております。また、当社は、公開買付者から不動産を賃借し、また公開買付者の関係会社から原材料の仕入れを行っております。
関　連　当　事　者　へ　の 該　当　状　況	公開買付者は当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成22年7月29日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式に対する公開買付けについて、下記2(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記2(3)「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の④「利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法で決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、当社株式を14,047,173株（平成22年7月29日現在の当社の発行済株式総数33,171,087株に対する所有株式数の割合にして42.35%（小数点以下第三位四捨五入））を所有しており、実質支配力基準に基づき、当社を連結子会社としております。この度、公開買付者は、平成22年7月29日開催の取締役会において、当社を公開買付者の100%子会社化することを目的として、当社の発行済株式の全て（公開買付者が既に保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定されておりません。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、昭和4年に、公開買付者の創業者等の発起により日本初の製パン用のイーストメーカーとして設立されました。その後はイーストを始めとする各種食品素材の提供から、飼料、さらにはバイオ関連分野へと事業を拡大してまいりました。このような経緯のもと、現在、食品事業及びバイオ事業を主な事業として営んでおり、国内市場では確固たるプレゼンスを築いております。

食品事業では、業界トップシェアを占めるイーストを始め、製パン・製菓業界向けにフラワーイースト、バタークリーム、マヨネーズや総菜といった多様な素材を提供しております。また、世界のパン情報を独自に収集・分析し、ベーカリーの新製品開発への応用等、市場の活性化にも貢献しています。さらには中華麺用のかんすいなど業界トップシェアの製品も提供しています。

また、バイオ事業では、酵母などから抽出した有用物質やバイオテクノロジーによる有用たん白質を、診断薬用の原料や研究用の試薬として世界の市場に供給し、酵母エキスなどの培養基材も供給しています。また、実験動物用飼料や実験動物の供給、さらには医薬品や食品の安全性及び薬効

薬理試験の受託、ゲノム機能解析に有用な遺伝子改変動物の作出や遺伝子発現などの研究支援受託業務も行っています。

一方、公開買付者グループ（公開買付者並びに公開買付者子会社及び公開買付者関連会社をいいます。以下同じ。）は、現在、公開買付者並びに公開買付者子会社45社及び公開買付者関連会社15社によって構成され、小麦粉及びふすま（副製品）の製造・販売を行う「製粉事業」、当社事業を含み、プレミックス、パスタ等の製造・販売及び外部から仕入れた加工食品の販売を行う「食品事業」並びに「その他事業」を主な事業としております。

公開買付者グループは、平成21年4月から平成22年度末までの2か年の経営計画「日清製粉グループ行動計画 G O, 2010」を実施中であり、目指すグループ像として、「日本国内における圧倒的シェアの獲得」、「存在感のある海外事業」、「原・燃料相場変動に対応したコスト構造（新発想によるコスト削減の実現）を有する事業群」、「新製品、新技術開発促進及びその裏づけとなる基礎技術研究と結びついた研究開発体制」、「資産圧縮など資産効率の改善を狙った資金管理方式等の導入によるスリムなバランスシートの実現とその結果としてのR O E改善」などを掲げ、各戦略・施策を推進しております。

当社は、食品事業においては、高付加価値製品の拡販や新規顧客獲得等の販売努力に加え、原材料価格を含むコスト削減の推進、イーストとパン品質改良剤との組み合わせ提案による出荷増などが奏功し、着実に収益を計上しております。また、ベーカリー市場以外への参入を進めております。少子高齢化による国内市場の縮小に対応した国際化の更なる進展を踏まえ、差別性のある新技術・新製品の開発及び営業力の強化とともに、今後の海外戦略の重要性を強く認識しております。平成20年2月に当社100%出資の販売会社として設立した東酵（上海）商貿有限公司（中国・上海）に公開買付者、公開買付者子会社である日清製粉株式会社及び日清フーズ株式会社が出資することにより中国での製パン市場の深耕を推進し、併せて公開買付者グループ各社間の協業によりタイなどのアジア市場での拡販を更に加速しております。また、欧米の当社子会社を通じて取得した現地の食文化のトレンドを国内での新製品開発に活かすとともに、更なる新製品・新技術の導入を進めております。

また、バイオ事業を製薬企業・研究機関等顧客の研究・開発をサポートする「研究・創薬支援事業」と位置付け、顧客のニーズを掘り起こし、需要拡大を目指しております。具体的には、診断薬原料に関しまして、遺伝子組み換え技術を用いた新製品の上市を推進しており、また、アレルゲン検査、残留農薬等の食品検査・分析サービスの拡大のほか、実験動物用器材や受託飼料の拡販を図っております。加えて、食品・バイオ両部門ともに、研究・開発体制の強化を図るとともに、生産効率の向上やエネルギー費の削減を目的とした設備投資を推進しております。

しかし、世界的な景気悪化の影響を受け、引き続き個人消費が低迷しており、当社を取り巻く経済環境につきましては依然として厳しい状況が続いております。食品部門につきましては、主要得意先である製パン業界において消費者の低価格志向が顕著となるとともに、パン類の需要も大きな伸びが期待できない状況となっております。また、バイオ部門につきましては、診断薬原料等が好調ではあるものの、主要得意先である医薬品業界において、国内企業の再編、海外企業の研究施設の日本撤退等もあり、新薬開発関連市場は縮小傾向にあり、厳しい環境となっております。

当社は、このような厳しい市場環境を克服し、今後持続的かつ長期的な収益基盤を確立していくためには、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な事業拡大を見据えた経営を実践すると

ともに、公開買付者と当社がこれまで以上に緊密に連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことが必要不可欠であると判断いたしました。この点を踏まえ、公開買付者と当社の間で、平成22年4月頃から両社の企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を開始し、平成22年6月下旬頃には、公開買付者から当社に対して当社を100%子会社とすることについての正式な提案が行われ、公開買付者との間で協議を重ねてまいりました結果、公開買付者グループの100%子会社として経営を行うことが、当社の長期的な企業価値の向上、ひいては当社を含む公開買付者グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至りました。

当社が公開買付者の100%子会社となることで、変化の激しいマーケットにより柔軟に対応した経営を実践することが可能となります。当社は、中長期的な視野に立ち、各戦略施策に経営資源を集中するとともに、潜在的な利益相反の問題など当社が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、公開買付者グループ各社との技術開発・研究開発等の相互連携を推進し、公開買付者及び公開買付者グループ各社の情報力、技術力、商品・サービス等を活用することにより国内市場での更なるシェアアップ及び海外事業展開のスピードアップが期待できます。また、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えております。その結果、公開買付者グループの長期的な企業価値の拡大に貢献するものと確信しております。

公開買付者グループの各事業会社と当社は、これまでも様々な面で連携してきましたが、当社が公開買付者の100%子会社となることで、さらなる相乗効果の発揮が期待されます。具体的には、食品事業におきまして、当社が日清製粉株式会社及び日清フーズ株式会社と、新製品開発・新技術開発等に共同で取り組むことにより独自性の高い製品の開発力の向上が、また、営業面においても連携を強化することで、お得意様のニーズにこたえる新商品・サービス等の幅広い提案が可能になることが期待されます。さらに、購買につきましても、公開買付者グループの各事業会社と当社は、様々な原料を調達しており、原料情報の共有化或いは共同購入等を通じて購買力の強化が可能になるものと思われます。一方、バイオ事業につきましては、これまでも当社が公開買付者グループのバイオ事業の中核として、公開買付者グループのバイオビジネスをリードしてきましたが、今後も、公開買付者グループ各社と連携し、当社が保有する酵素技術を活用すること等により、公開買付者グループの加工食品事業を始め、各事業において、新製品、新ビジネスの創出に結びつくことが期待されます。

以上のとおり、当社を含めた公開買付者グループ全体として効率的で最適な連結経営を実現し、企業価値の更なる向上を図ることができるものと考えております。

公開買付者グループ各社は、各々の事業特性や業界環境に対応して、一定の事業領域において1位か、或いはその可能性のある事業を営むことにより、自立する企業が連合して発展することを目指しております。当社も、事業展開する市場により柔軟に対応した経営を実践し、事業拡大のスピードアップを図るとともに長期的企業価値の増大に努めてまいります。一方、公開買付者は当社の100%親会社として当社の事業拡大のための必要な支援を実施するとともに株主の観点から当社の経営に関与し、グループ業績を拡大していくとのことです。

当社は、以上の認識・検討及び下記2（3）「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下、「PwC」といいます。）から取得した当社の株式価値に関する算定書を参考に、支配株主との間に利害関係を有しない弁護士であって、独立役員である社外監査役の後藤明史氏による本

公開買付け及びその後の各手続により当社が公開買付者の100%子会社となる一連の手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見その他諸々の分析を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、当社は、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが加えられた価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、当社は、平成22年7月29日開催の取締役会において、公開買付者が当社を100%子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社は、平成22年7月29日の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の中間配当及び期末配当を行わない旨の決議を行っております。

（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、当社が公開買付者の連結子会社であることに鑑み、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、それぞれ、主として以下のようないくつかの措置を実施しております。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである株式会社ラザードフレール（以下、「ラザードフレール」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼しました。ラザードフレールは、当社株式について、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカウンティド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行い、公開買付者は平成22年7月28日にラザードフレールから当社の株式価値に関する算定書（以下、「公開買付者算定書」といいます。）を取得したことです。なお、公開買付者は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないことです。

なお、ラザードフレールによる当社の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

市場株価法	408円から440円
類似上場会社比較法	648円から869円
DCF法	747円から887円

公開買付者は、ラザードフレールから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協

議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年7月29日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金800円と決定しました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金800円は、平成22年7月28日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第二部における当社株式の普通取引終値の411円に対して94.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヵ月間（平成22年6月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値408円（小数点以下四捨五入）に対して96.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヵ月間（平成22年4月30日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値416円（小数点以下四捨五入）に対して92.3%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヵ月間（平成22年1月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値440円（小数点以下四捨五入）に対して81.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

一方、当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるPwCを選定した上で、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、当社の株式価値の算定を依頼し、平成22年7月28日に、PwCより当社の株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、PwCから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

PwCは、株式価値算定書において、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価基準方式及びディスカウント・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて、当社の株式価値を算定しています。市場株価基準方式は、当社株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する方法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価方法であると考え、採用しています。市場株価基準方式では、平成22年7月28日を評価基準日とし、当社株式の東京証券取引所市場第二部における直近1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各期間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、当社株式の1株当たり株式価値を408円から445円と算定しています。DCF方式は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しています。DCF方式では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社株式の1株当たり株式価値を746円から1,018円と算定しています。なお、当社の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして増田パートナーズ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関して、必要な法的助言を受けております。

③ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社またはその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、平成22年7月29日に、支配株主との間に利害関係を有しない弁護士であって、独立役員である社外監査役の後藤明史氏より、本公開買付けの目的、交渉過程の手続、対価の公正性、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置について及び当社の企業価値向上などの観点から総合的に検討したうえで、本公開買付け及びその後の各手続により当社が公開買付者の100%子会社

となる一連の手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成22年7月29日開催の取締役会において、利害関係を有しない取締役12名の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っております。また、かかる取締役会において、利害関係を有しない監査役全員（3名、うち1名は公開買付者及び当社との利害関係の無い弁護士である社外監査役）は、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べています。

なお、当社取締役のうち、公開買付者の取締役副社長を兼務している宮内泰高氏は、利益相反防止の観点から、当社取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。また、当社の監査役のうち、公開買付者の従業員である本田信行氏は、同様に利益相反防止の観点から、当社の取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控えております。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。さらに、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性等の担保にも配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記2(2)①「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の100%子会社化する方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社の発行済株式の全て（公開買付者が既に所有している当社の株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得する予定であるとのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が既に所有している当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社の発行済株式の全て（公開買付者が既に保有する当社の株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付することを内容とする定款一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された当社の株式の全部（当社の

所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付することのそれそれを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）をすみやかに開催することを当社に要請する予定であるとのことです。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただくと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、上記②の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成22年11月頃を目処としているのですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、すみやかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（当社が所有する自己株式を除きます。）当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類の株式が交付されることになりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の当社の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の当社の株式を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社の株式の売却価格（及びその結果、株主の皆様に交付されることになる金銭の額）については、本公司買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、現在未定ですが、公開買付者は、当社に対し、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者以外の本公司買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対して交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定であるとのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（イ）上記②の当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付することを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ロ）上記③の全部取得条項が付された当社の株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの（イ）又は（ロ）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

公開買付者は、上記各手続に関して、本公司買付け後の公開買付者の当社株式の所有状況、公開買付者以外の当社の株主の皆様の当社株式の所有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を当社に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の当社

の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、当社を100%子会社とすることを予定しているとのことです。この場合に当該当社の株主の皆様に交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定であるとのことです。

当社としては、かかる公開買付者の各要請に応じて、本公開買付けが成立することを条件として、当該要請に係る各手続を行うことを検討しております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各自において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由等

① 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記2(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、上記2(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われない予定です。

② 上場廃止となることが見込まれる本公開買付けに賛同する理由及び代替措置の検討状況

上記2(5)①「上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付け等により、当社株式は上場廃止となります。当社としては、本公開買付けの諸条件につき、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるPwCから取得した当社の株式価値算定書の内容を参考とし、法務アドバイザーからの助言を受けつつ、本公開買付けの諸条件、公開買付者の有する経営資源の活用の可能性及び当社が公開買付者の100%子会社となることにより当社に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが加えられた価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、決議に参加した当社取締役全員一致で本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

公開買付者は、当社の株主の皆様の利益を保護するべく、上記2(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、上場廃止となる当社株式に代わる対価として現金の交付を受ける機会を当社株主の皆様に提供することを企図しております。当該対価として交付を受ける現金の額については本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

3. 公開買付者と自社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記2(5)①「上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、当社株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け予定の株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、その後上記2(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することにより、当社の発行済株式の全て（当社の保有する自己株式を除きます。）を保有することを企図していますので、その場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

9. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成22年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えるうる特別な事情」に記載している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」への本取引の適合状況は以下のとおりです。

公開買付者及び当社は、上記2(3)「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公正性を担保し、本取引を行う予定であります。

なお、平成22年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している指針は「重要性が高い取引が発生した場合については、他の資本関係のない会社との取引と同様に外部の第三者機関の評価等により取引価格を決定いたします。」、「監査役4名のうち1名は支配株主と利害関係のない弁護士を社外監査役として招聘しております。」というものであります。

また、当社は、平成22年7月29日に、支配株主との間で利害関係を有しない弁護士であって独立役員である社外監査役の後藤明史氏により、本公開買付けの目的、交渉過程の手続、対価の公正性、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置及び当社の企業価値向上など以下の

各観点から総合的に検討したうえで、本公開買付け及びその後の各手続により当社が公開買付者の100%子会社となる一連の手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

① 本公開買付けの目的

公開買付者は、公開買付者グループの100%子会社として経営を行うことが、当社の長期的な企業価値の向上、ひいては公開買付者グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至ったものであり、この点に関する当社の検討状況や下記③及び④に挙げた少数株主にも配慮した本公開買付けの公正性を担保するための措置等に鑑みれば、本公開買付けの目的は、当社の企業価値の更なる向上を図ったものであること。

② 交渉過程の手続

当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるPwCによる株式価値の評価を踏まえて公開買付者と買付価格についての交渉をし、交渉の過程において公開買付者と利害関係のある役員を排除するなど、公開買付者と利害関係のない役員による実質的な交渉が行われていることが認められること。

③ 対価の公正性

本件公開買付価格については、当社及び公開買付者がそれぞれ独立した第三者算定機関を選定し、それら第三者算定機関による株式価値の評価を踏まえて、当社と公開買付者との間で交渉した結果決定された価格であると評価でき、その金額は、直近の市場における会社の株価の2倍に近いものとなっており、また、上場されている株式の客観的価値を求める場合の有力な指標とされる直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが加えられていることからすれば対価の公正性を害するものではないと考えられること。

④ 本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置について

本公開買付けにおける買付け等の期間を、32営業日としていることについて、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保していること、及び、本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）に関しては、二段目の対価に関する公開買付者の意向からすれば威圧的な買収であるとはいはず、また、公開買付者が想定するスキームからすれば、株主に買取価格又は取得価格を争う機会が残されていること。

⑤ 当社の企業価値向上

当社において、上記①乃至④に挙げた事項を含む本公開買付けに係る諸般の事情につき、慎重に検討してきた結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であると判断できること。

10. その他

本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期配当予想を修正し、平成22年9月30日現在の株主名簿に記録された株主様に対する剰余金の配当（中間配当）及び平成23年3月31日現在の株主名簿に記録された株主様に対する剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議いたしました。

(詳細については、当社本日付プレスリリース「平成23年3月期の配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。)

(参考) 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料「当社子会社であるオリエンタル酵母工業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

平成 22 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社日清製粉グループ本社
代表者名 取締役社長 村上 一平
(コード番号: 2002 東証・大証第1部)
問合せ先 上席執行役員 総務本部広報部長
稻垣 泉
(TEL. 03-5282-6650)

当社子会社であるオリエンタル酵母工業株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社日清製粉グループ本社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において、以下のとおり、オリエンタル酵母工業株式会社（コード番号: 2891 東証第二部、以下、「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

（1）本公司開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式を 14,047,173 株（平成 22 年 7 月 29 日現在の対象者の発行済株式総数 33,171,087 株に対する所有株式数の割合にして 42.35%（小数点以下第三位四捨五入））を所有しており、実質支配力基準に基づき、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において、対象者を当社の 100% 子会社とする目的として、対象者の発行済普通株式の全て（当社が既に所有している対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象として、本公司開買付けを実施することを決定いたしました。本公司開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定いたしません。

なお、対象者によれば、対象者は、平成 22 年 7 月 29 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様が本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

（2）本公司開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公司開買付け後の経営方針

当社グループ（当社並びに当社子会社及び当社関連会社をいいます。以下同じ。）は、現在、当社並びに当社子会社 45 社及び当社関連会社 15 社によって構成され、小麦粉及びふすま（副製品）の製造・販売を行う「製粉事業」、対象者事業を含み、プレミックス、パスタ等の製造・販売及び外部から仕入れた加工食品の販売を行う「食品事業」並びに「その他事業」を主な事業としております。

当社グループは、平成 21 年 4 月から平成 22 年度末までの 2か年の経営計画「日清製粉グループ行動計画 GO, 2010」を実施中であり、目指すグループ像として、「日本国内における圧倒的シェアの獲得」、「存在感のある海外事業」、「原・燃料相場変動に対応したコスト構造（新発想によるコスト削減の実現）を有する事業群」、「新製品、新技術開発促進及びその裏づけとなる基礎技術研究と結びついた研究開発体制」、「資産圧縮など資産効率の改善を狙った資金管理方式等の導入によるスリムなバランスシートの実現とその結果としての ROE 改善」などを掲げ、各戦略・施策を推進しております。

一方、対象者は、昭和 4 年に、当社創業者等の発起により日本初の製パン用のイーストメーカーとして設立されました。その後はイーストを中心とする各種食品素材の提供から、飼料、さらにはバイオ関連分野へと事業を拡大してまいりました。このような経緯のもと、現在、対象者は食品事業及びバイオ事業を主な事業として営んでおり、国内市場では確固たるプレゼンスを築いております。

食品事業では、業界トップシェアを占めるイーストを始め、製パン・製菓業界向けにフラワーペースト、バタークリーム、マヨネーズや総菜といった多様な素材を提供しております。また、世界のパン情報を独自に収集・分析し、ベーカリーの新製品開発への応用等、市場の活性化にも貢献しています。さらには中華麺用のかんすいなど業界トップシェアの製品も提供しています。

また、バイオ事業では、酵母などから抽出した有用物質やバイオテクノロジーによる有用たん白質を、診断薬用の原料や研究用の試薬として世界の市場に供給し、酵母エキスなどの培養基材も供給しています。また、実験動物用飼料や実験動物の供給、さらには医薬品や食品の安全性及び薬効薬理試験の受託、ゲノム機能解析に有用な遺伝子改変動物の作出や遺伝子発現などの研究支援受託業務も行っています。

対象者は、食品事業においては、高付加価値製品の拡販や新規顧客獲得等の販売努力に加え、原材料価格を含むコスト削減の推進、イーストとパン品質改良剤との組み合わせ提案による出荷増などが奏功し、着実に収益を計上しております。また、ベーカリー市場以外への参入を進めております。少子高齢化による国内市場の縮小に対応した国際化の更なる進展を踏まえ、差別性のある新技術・新製品の開発及び営業力の強化とともに、今後の海外戦略の重要性を強く認識しております。平成20年2月に対象者100%出資の販売会社として設立した東酵（上海）商貿有限公司（中国・上海）に当社、日清製粉株式会社及び日清フーズ株式会社が出資することにより中国での製パン市場の深耕を推進し、併せて当社グループ各社間の協業によりタイなどのアジア市場での拡販を更に加速しております。また、欧米の対象者子会社を通じて取得した現地の食文化のトレンドを国内での新製品開発に活かすとともに、更なる新製品・新技術の導入を進めています。

また、バイオ事業を製薬企業・研究機関等顧客の研究・開発をサポートする「研究・創薬支援事業」と位置付け、顧客のニーズを掘り起こし、需要拡大を目指しております。具体的には、診断薬原料に関しまして、遺伝子組み換え技術を用いた新製品の上市を推進しており、また、アレルゲン検査、残留農薬等の食品検査・分析サービスの拡大のほか、実験動物用器材や受託飼料の拡販を図っております。加えて、食品・バイオ両部門ともに、研究・開発体制の強化を図るとともに、生産効率の向上やエネルギー費の削減を目的とした設備投資を推進しております。

しかし、世界的な景気悪化の影響を受け、引き続き個人消費が低迷しております。対象者を取り巻く経済環境につきましては依然として厳しい状況が続いております。食品部門につきましては、主要得意先である製パン業界において消費者の低価格志向が顕著となるとともに、パン類の需要も大きな伸びが期待できない状況となっております。また、バイオ部門につきましては、診断薬原料等が好調ではあるものの、主要得意先である医薬品業界において、国内企業の再編、海外企業の研究施設の日本撤退等もあり、新薬開発関連市場は縮小傾向にあり、厳しい環境となっております。

このような厳しい市場環境を克服し、今後持続的かつ長期的な収益基盤を確立していくためには、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な事業拡大を見据えた経営を実践するとともに、当社と対象者がこれまで以上に緊密に連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことが必要不可欠であると判断いたしました。この点を踏まえ、当社は対象者との間で協議を重ねてまいりました結果、当社グループの100%子会社として経営を行うことが、対象者の長期的な企業価値の向上、ひいては当社グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至りました。

対象者が当社の100%子会社となることで、変化の激しいマーケットにより柔軟に対応した経営を実践することが可能となります。対象者は、中長期的な視野に立ち、各戦略施策に経営資源を集中するとともに、潜在的な利益相反の問題など対象者が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、当社グループ各社との技術開発・研究開発等の相互連携を推進し、当社及び当社グループ各社の情報力、技術力、商品・サービス等を活用することにより国内市場での更なるシェアアップ及び海外事業展開のスピードアップが期待できます。また、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えております。その結果、当社グループの長期的な企業価値の拡大に貢献するものと確信しております。

当社グループの各事業会社と対象者は、これまでも様々な面で連携してきましたが、対象者が当社の100%子会社となることで、さらなる相乗効果の発揮が期待されます。具体的には、食品事業におきまして、対象者が日清製粉株式会社及び日清フーズ株式会社と、新製品開発・新技術開発等に共同で取り組むことにより独自性の高い製品の開発力の向上が、また、営業面においても連携を強化することで、お得意様のニーズにこたえる新商品・サービス等の幅広い提案が可能になることが期待されます。さらに、購買につきましても、当社グループの各事業会社と対象者は、様々な原料を調達しており、原料情報の

共有化或いは共同購入等を通じて購買力の強化が可能になるものと思われます。一方、バイオ事業につきましては、これまで対象者が当社グループのバイオ事業の中核として、当社グループのバイオビジネスをリードしてきましたが、今後も、当社グループ各社と連携し、対象者が保有する酵素技術を活用すること等により、当社グループの加工食品事業を始め、各事業において、新製品、新ビジネスの創出に結びつくことが期待されます。

以上のとおり、対象者を含めた当社グループ全体として効率的で最適な連結経営を実現し、企業価値の更なる向上を図ることができるものと考えております。

当社グループ各社は、各々の事業特性や業界環境に対応して、一定の事業領域において1位か、或いはその可能性のある事業を営むことにより、自立する企業が連合して発展することを目指しております。対象者につきましても、事業展開する市場により柔軟に対応した経営を実践し、事業拡大のスピードアップを図るとともに長期的企業価値の増大に努めてまいります。一方、当社は対象者の100%親会社として対象者の事業拡大のための必要な支援を実施するとともに株主の観点から対象者の経営に関与し、グループ業績を拡大してまいる所存であります。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

当社は、対象者が当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである株式会社ラザードフレール（以下、「ラザードフレール」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。ラザードフレールは、対象者株式について、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社は平成22年7月28日にラザードフレールから対象者の株式価値に関する算定書（以下、「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、ラザードフレールによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

市場株価法	408円から440円
類似上場会社比較法	648円から869円
DCF法	747円から887円

なお、当社は、対象者の株式価値の財務分析を行ったラザードフレールから当該分析を行うに際しての仮定、手続、考慮要素、前提条件及び制約事項に関する補足説明を受けております。詳細は後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」における（注）をご覧ください。

当社は、ラザードフレールから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年7月29日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金800円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金800円は、平成22年7月28日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値の411円に対して94.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヵ月間（平成22年6月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値408円（小数点以下四捨五入）に対して96.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヵ月間（平成22年4月30日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値416円（小数点以下四捨五入）に対して92.3%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヵ

月間（平成 22 年 1 月 29 日から平成 22 年 7 月 28 日まで）の普通取引終値の単純平均値 440 円（小数点以下四捨五入）に対して 81.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下、「PwC」といいます。）を選定した上で、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 7 月 28 日に、PwC より対象者の株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を取得したことです。なお、対象者は、PwC から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアナス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者によれば、PwC は、対象者算定書において、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価基準方式及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF 方式」といいます。）の各手法を用いて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する方法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価方法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、平成 22 年 7 月 28 日を評価基準日とし、対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における直近 1 カ月間、3 カ月間及び 6 カ月間の各期間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、対象者普通株式の 1 株当たり株式価値を 408 円から 445 円と算定しているとのことです。DCF 方式は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF 方式では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の 1 株当たり株式価値を 746 円から 1,018 円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立した法務アドバイザーとして増田パートナーズ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関して、必要な法的助言を受けているとのことです。

③ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことにに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、平成 22 年 7 月 29 日に、対象者の支配株主である当社との間に利害関係を有しない弁護士であって、独立役員である社外監査役の後藤明史氏より、本公開買付けの目的、交渉過程の手続、対価の公正性、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置について及び対象者の企業価値向上などの観点から総合的に検討した上で、本公開買付け及びその後の各手続により対象者が当社の 100% 子会社となる一連の手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、平成 22 年 7 月 29 日開催の対象者取締役会において、利害関係を有しない取締役 12 名の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、かかる取締役会において、利害関係を有しない監査役全員（3 名、うち 1 名は当社及び対象者との利害関係の無い弁護士である社外監査役）は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役のうち、当社の取締役副社長を兼務している宮内泰高氏は、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、当社の従業員である本田信行氏は、同様に利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控えているとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、32 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。さらに、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性等の担保にも配慮しております。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の 100%子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て（当社が既に所有している対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（当社が既に所有している対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が既に所有している対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された対象者株式の全部（対象者の所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）をすみやかに開催することを対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただくと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、上記②の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成 22 年 11 月頃を目処としておりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者がすみやかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることになりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数に 1 株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格（及びその結果株主の皆様に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、現在未定ですが、当社は、対象者に対し、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対して交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ) 上記②の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ) 上記③の全部取得条項が付された対象者株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従つて、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの(イ) 又は(ロ) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

当社は、上記各手続に関して、本公開買付け後の当社の対象者株式の所有状況、当社以外の対象者の株主の皆様の対象者株式の所有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間が必要なことがあります。ただし、その場合でも、当社は、当社以外の対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を 100% 子会社とすることを予定しております。この場合に当該対象者の株主の皆様に交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各自において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従つて、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(7) その他

当社は、本公開買付けの開始と同時に、現在当社の連結子会社である株式会社 N B C メッシュテックを当社の 100% 子会社とすることを目的として、同社の普通株式に対する公開買付けを実施します。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	オリエンタル酵母工業株式会社	
② 所 在 地	東京都板橋区小豆沢三丁目 6 番 10 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村 隆司	
④ 事 業 内 容	製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造・販売及びライフサイエンス事業	
⑤ 資 本 金	2,617 百万円 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 4 年 6 月 30 日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	株式会社日清製粉グループ本社	42.35%
	株式会社みずほコーポレート銀行	2.11%
	フジパン株式会社	1.68%
	株式会社榎本武平商店	1.47%
	オリエンタル酵母工業従業員投資会	1.36%
	三井住友海上火災保険株式会社	1.25%
	株式会社三井住友銀行	0.97%
	野村信託銀行株式会社 (投信口)	0.93%
	中越ホールディングス株式会社	0.85%
	シービーエヌワイディエフエイインターナショナルキャップ	0.84%
	バリューポートフォリオ	
	(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	

⑧ 公開買付者と対象者の関係

資 本 関 係	当社は平成 22 年 3 月 31 日現在、対象者発行済株式総数の 42.35% を所有しております。
人 的 関 係	下記の者は、当社と対象者の役職を兼任しております。 取締役：宮内泰高氏（当社取締役副社長） 監査役：本田信行氏（当社従業員）
取 引 関 係	当社は、対象者に不動産を賃貸し、また当社関係会社は対象者に製品を販売しております。また、当社関係会社は、対象者から製品を仕入れております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 7 月 30 日（金曜日）から平成 22 年 9 月 13 日（月曜日）まで（32 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、800 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるラザードフレールに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。ラザードフレールは、対象者株式について、市場株価法、類似上場会社

比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成22年7月28日にラザードフレールから公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、ラザードフレールによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

市場株価法	408円から440円
類似上場会社比較法	648円から869円
DCF法	747円から887円

なお、当社は、対象者の株式価値の財務分析を行ったラザードフレールから当該分析を行うに際しての仮定、手続、考慮要素、前提条件及び制約事項に関する補足説明を受けております。詳細は後記「②算定の経緯」における（注）をご覧ください。

市場株価法では、平成22年7月28日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日の終値411円、直近1ヶ月平均値408円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月平均値416円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月平均値440円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を408円から440円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を648円から869円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を747円から887円までと分析しております。

当社は、ラザードフレールから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年7月29日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金800円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金800円は、平成22年7月28日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値の411円に対して94.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成22年6月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値408円（小数点以下四捨五入）に対して96.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成22年4月30日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値416円（小数点以下四捨五入）に対して92.3%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成22年1月29日から平成22年7月28日まで）の普通取引終値の単純平均値440円（小数点以下四捨五入）に対して81.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

対象者は当社の連結子会社であり、当社グループの各事業会社と対象者は、これまでにも食品事業及びバイオ事業において、様々な面で連携してきました。

しかし、世界的な景気悪化の影響を受け、引き続き個人消費が低迷しており、対象を取り巻く経済環境につきましては依然として厳しい状況が続いております。食品部門につきましては、主要得意先である製パン業界において消費者の低価格志向が顕著となるとともに、パン類の需要も大きな伸びが期待できない状況となっております。また、バイオ部門につきましては、診断薬原料等が好調ではあるものの、主要得意先である医薬品業界において、国内企業の再編、海外企業の研究施設の日本撤退等もあり、新薬開発関連市場は縮小傾向にあり、厳しい環境となっております。

このような厳しい市場環境を克服し、今後持続的かつ長期的な収益基盤を確立していくためには、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な事業拡大を見据えた経営を実践するとともに、当社と対象者がこれまで以上に緊密に連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことが必要不可欠であると判断いたしました。この点を踏まえ、当社は対象者との間で、平成 22 年 4 月頃から両社の企業価値向上を目的とした諸施策についての協議・検討を開始し、対象者を当社の 100%子会社とすることについて、対象者を含めた当社の上場子会社の位置づけ、当該上場子会社における既存の少数株主の利益、及び上場子会社の非上場化という側面からも充分に検討を重ねてまいりました。その結果、対象者が当社の 100%子会社となることで、変化の激しいマーケットにより柔軟に対応した経営を実践していくことが可能となり、また、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えられることから、当社グループの長期的な企業価値の向上に資するものと判断し、平成 22 年 6 月下旬には、対象者を当社の 100%子会社とすることについての正式な提案を当社から行いました。当該提案を受け、対象者側においても正式に検討・分析を進めることとし、また、当社及び対象者の間において、複数回にわたる協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、当社グループの 100%子会社として経営を行うことが、対象者の長期的な企業価値の向上、ひいては当社グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至り、当社は平成 22 年 7 月 29 日に、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により、本公開買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるラザードフレールに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。ラザードフレールは、対象者株式について、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成 22 年 7 月 28 日にラザードフレールから公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

ラザードフレールは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	408 円から 440 円
類似上場会社比較法	648 円から 869 円
DCF 法	747 円から 887 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、ラザードフレールから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を 1 株当たり金 800 円と決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置)

当社は、対象者が当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるラザードフレールに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。ラザードフレールは、対象者株式について、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成 22 年 7 月 28 日にラザードフレールから公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社は、ラザードフレールから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を 1 株当たり金 800 円と決定いたしました。

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である PwC を選定した上で、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 7 月 28 日に、PwC より対象者算定書を取得したことです。なお、対象者は、PwC から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者によれば、PwC は、対象者算定書において、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価基準方式及びDCF 方式の各手法を用いて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する方法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価方法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、平成 22 年 7 月 28 日を評価基準日とし、対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における直近 1 カ月間、3 カ月間及び 6 カ月間の各期間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、対象者普通株式の 1 株当たり株式価値を 408 円から 445 円と算定しているとのことです。DCF 方式は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF 方式では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の 1 株当たり株式価値を 746 円から 1,018 円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立した法務アドバイザーとして増田パートナーズ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関して、必要な法的助言を受けているとのことです。

c) 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことにに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、平成 22 年 7 月 29 日に、対象者の支配株主である当社との間に利害関係を有しない弁護士であって、独立役員である社外監査役の後藤明史氏より、本公開買付けの目的、交渉過程の手続、対価の公正性、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置について及び対象者の企業価値向上などの観点から総合的に検討した上で、本公開買付け及びその後の各手続により対象者が当社の 100% 子会社となる一連の手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しているとのことです。

d) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、平成 22 年 7 月 29 日開催の対象者取締役会において、利害関係を有しない取締役 12 名の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、かかる取締役会において、利害関係を有しない監査役全員（3 名、うち 1 名は当社及び対象者との利害関係の無い弁護士である社外監査役）は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役のうち、当社の取締役副社長を兼務している宮内泰高氏は、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、当社の従業員である本田信行氏は、同様に利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控えているとのことです。

e) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、32 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。さらに、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性等の担保にも配慮しております。

(注) 平成 22 年 7 月 28 日を基準日として、対象者の株式価値の財務分析を行ったラザードフレールから受領している当該分析を行うに際しての仮定、手続、考慮要素、前提条件及び制約事項に関する補足説明は以下のとおりです。

公開買付者算定書は、公開買付者の取締役会が本公開買付価格を算定するに際し、同取締役会に情報を提供し、助力するために、同取締役会に提供されたものです。公開買付者は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性の評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。公開買付者は、ラザードフレールに対し、公開買付者が本公開買付けを行う基礎となった意思決定の利点や、公開買付者がとりうる他の取引や戦略的手段と比較した場合における本公開買付けの相対的な利点について考慮すべきことを依頼しておらず、ラザードフレールはかかる点を検討対象としていません。公開買付者算定書は、本公開買付けに応募することを推奨することを意図しておらず、また、推奨を構成するものではありません。対象者の株式の保有者は、本公開買付けにおいて株式を応募するか否かの意思決定において、公開買付者算定書に依拠すべきではありません。公開買付者算定書は、公開買付者算定書の作成日現在において妥当する経済、金融、市場その他の状況及び同日現在ラザードフレールが入手可能な情報に依拠しています。ラザードフレールは、公開買付者算定書の作成日より後に発生する状況、事象又は変化に基づき、公開買付者算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ラザードフレールは、対象者又は公開買付者普通株式のいかなる時点の取引価格についても一切意見を表明するものではありません。

財務分析を行うに際し、ラザードフレールは、ラザードフレールに対して提供され、ラザードフレールが協議又は検討した財務、会計、法務、税務その他の情報（かかる情報の一部には、買付者及び対象者より提供された対象者の将来業績見通しに関する対象者の報告、予測及び予想に基づくものが含まれている場合があります。）の正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなくこれを前提とし、依拠しています。ラザードフレールは、かかる情報に関していかなる責任を負うものではありません。ラザードフレールは、対象者若しくはその子会社の資産若しくは負債又は対象者若しくはその子会社の支払能力若しくは公正価値について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ラザードフレールが検討した財務予測について、公開買付者の同意の下、ラザードフレールは、対象者の将来の財務成績についての買付者及び対象者の経営陣の現時点における最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されていることを前提としました。ラザードフレールは、当該予測又は当該予測が前提とした仮定について、責任を負うものでも見解を表明するものではありません。ラザードフレールは、法務、税務、規制上又は会計に関する事項に関して一切の見解又は意見を表明するものではなく、公開買付者が必要と判断する法務、税務、規制上又は会計に関する事項については、公開買付者は資格を有する専門家から助言を得たと理解しております。ラザードフレールの分析及び検討において用いられた予測及びかかる分析及び検討から導かれる結果について、相当程度の不確実さが含まれることは避けられません。ラザードフレールは、考慮したいずれかの要素又は実施した分析について、特に重点を置くものではありません。

ラザードフレール及びその関連会社は、広範囲におけるフィナンシャル・アドバイザリー業務その他の金融サービスを提供しています。ラザードフレール及びその関連会社は、過去において、対象者、公開買付者又はそれらの関連会社に対して、ラザードフレール及びその関連会社において報酬を得て、フィナンシャル・アドバイザリー業務を提供したことがあります。現在も提供し、又は将来において提供する可能性があります。また、ラザードフレールの関連会社及び LFCM Holdings LLC（その大部分をラザードフレールの間接的な親会社のマネジング・ディレクターが保有している事業体）は、通常業務として、自己及び顧客の勘定で公開買付者及び／又は対象者及びそれらの関連会社の証券を積極的に取引し、その結果、これらの証券のロング又はショートのポジションを有することができます。公開買付者は、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのラザードフレールの業務に関連して、ラザードフレールに対して本公開買付けの完了を条件とするものを含む報酬を支払うことに同意しています。公開買付者は、また、ラザードフレールの業務に関連して発生した一定の経費をラザードフレールに対して支払い、かつ、ラザードフレールの業務から生じ又はこれに関連して一定の状況において生じる一定の責任について、ラザードフレールを補償することにも合意しています。

公開買付者算定書は、公開買付者の取締役会において考慮された多くの要素の一つです。したがって、上記の分析及び検討の要約は、本公開買付価格に関する公開買付者の取締役会の意見に関し、又は公開買付者の取締役会が異なる取引を提案し若しくは異なる公開買付価格を公正と判断したか否かに関し、決定的な要素で

あつたと理解されではなりません。本公開買付届出書における公開買付者算定書に関する記載は、本公開買付届出書に添付されている公開買付者算定書の全文を参照することにより、全体として適切なものとなります。

(3) 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるラザードフレールは、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,635,624(株)	—(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成22年6月29日に提出した第124期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の発行済株式総数（33,171,087株）から、現在公開買付者が所有する対象者の株式数（14,047,173株）及び同有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在において対象者が所有する自己株式数（488,290株）を控除したものになります。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	14,047 個	(買付け等前における株券等所有割合 42.98%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	18,635 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	32,353 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（18,635,624株）に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者うち金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、「法」といいます。）第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年6月29日に提出した第124期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の単元未満株式330,087株から、平成22年3月31日現在の対象者の所有する単元未満自己株式290株を控除した329,797株に係る議決権の数である329個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を32,682個として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 14,908 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数（18,635,624株）に本公開買付価格（800円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成22年9月21日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送いたします(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後すみやかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還いたします(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公開買付期間満了日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下、「独占禁止法」といいます。)に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。)に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件といたします。なお、野村ジョイを経由して応募された

契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担といたします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行なうことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 7 月 30 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及

び公表すべき事項が生じた場合にはすみやかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(i) 対象者によれば、対象者は、平成 22 年 7 月 29 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様が本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

(ii) 以下の対象者役員は、当社が発行する新株予約権を保有しております。

氏名	役名	職名	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権数(個)
中村 隆司	代表取締役 取締役社長	代表取締役	10,000	20
宮内 泰高	取締役		33,900	67
山崎 増郎	常任監査役	常勤	23,000	46

(注1) 役名、職名、株式に換算した数及び株式に換算した議決権数は、平成22年7月29日現在のものです。

(注2) 宮内 泰高氏は、公開買付者の取締役を兼任しているため、平成22年8月18日に、ストックオプションとして公開買付者の新株予約権10個(株式に換算した数10,000株、株式に換算した議決権の数20個)の割当てを受ける予定です。

② 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 利益相反を回避するための措置

前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「Eurogerm S. A. との業務提携及び同社株式取得に関するお知らせ」の公表

当社及び対象者は、平成22年6月18日に、東京証券取引所において、「Eurogerm S. A. との業務提携及び同社株式取得に関するお知らせ」を公表しております。

当該公表において、当社及び対象者は、フランス共和国、ユーロジャーム社 (Eurogerm S. A.、Saint-Apollinaire) との間で、アジアにおける製パン改良剤等の事業に関する3社による業務提携（以下、「本業務提携」といいます。）を定める契約を締結することについて機関決定した旨を公表しております。

また、本業務提携をより強固なものとするために、当社は、ユーロジャーム社の従前からの支配株主であるモバゴ社 (Mobago SAS) を中心とする既存株主より、ユーロジャーム社の発行済株式総数の約14.8%に相当する株式を取得すること、及びモバゴ社との間で株主間契約を締結することについて機関決定した旨も併せて公表しております。

なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

② 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成22年7月14日に、東京証券取引所において、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の業績予想の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

- (i) 平成23年3月期第2四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想(A)	31,100	1,100	1,180	630	19円28銭
今回発表予想(B)	31,800	1,440	1,500	760	23円26銭
増減額(B-A)	700	340	320	130	—
増減率(%)	2.3	30.9	27.1	20.6	—
(ご参考)前期第2四半期実績(平成22年3月期第2四半期)	31,834	1,269	1,358	692	21円19銭

- (ii) 平成23年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	62,700	2,330	2,460	1,320	40円39銭
今回発表予想(B)	63,400	2,660	2,770	1,450	44円37銭
増減額(B-A)	700	330	310	130	—
増減率(%)	1.1	14.2	12.6	9.8	—
(ご参考)前期実績 (平成22年3月期)	63,522	2,734	2,926	1,747	53円43銭

- (iii) 平成23年3月期第2四半期累計期間個別業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想(A)	28,500	680	1,010	630	19円28銭
今回発表予想(B)	29,300	920	1,230	730	22円34銭
増減額(B-A)	800	240	220	100	—
増減率(%)	2.8	35.3	21.8	15.9	—
(ご参考)前期第2四半期実績(平成22年3月期第2四半期)	—	—	—	—	—

(iv) 平成23年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	57,400	1,490	1,870	1,090	33円35銭
今回発表予想(B)	58,200	1,710	2,070	1,180	36円11銭
増減額(B-A)	800	220	200	90	—
増減率(%)	1.4	14.8	10.7	8.3	—
(ご参考)前期実績 (平成22年3月期)	57,688	1,745	2,111	1,412	43円19銭

③ 平成23年3月期（第125期）第1四半期決算短信の公表

対象者は、平成22年7月29日に、東京証券取引所において、平成23年3月期第1四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、当該第1四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況（連結）

決算年月	平成23年3月期 (第125期第1四半期)
売上高	16,228百万円
売上原価	12,318百万円
販売費及び一般管理費	3,044百万円
営業外収益	45百万円
営業外費用	12百万円
四半期純利益	443百万円

(ii) 1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成23年3月期 (第125期第1四半期)
1株当たり四半期純利益	13円58銭
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産額	821円93銭

対象によれば、対象者は、法第24条の4の7第1項及び令第4条の2の10第3項の規定に基づき、平成22年6月末日経過後45日以内に、平成23年3月期（第125期）第1四半期（自 平成22年4月1日至 平成22年6月30日）に係る四半期報告書を提出予定とのことです。

④ 平成23年3月期の配当予想の修正

対象者の平成22年7月29日付「平成23年3月期の配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者の取締役会は、平成22年7月29日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。

以上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成22年7月29日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から12時間を経過するまでは、オリエンタル酵母工業株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となるとともになく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。